

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 146 号（諮問第 178 号）

件名：県民からの意見について等の開示決定及び一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 4 月 13 日

2 原処分

平成 30 年 5 月 25 日（開示決定及び一部開示決定）

愛知県知事は、「平成 24 年 12 月 1 日から平成 30 年 4 月 13 日までの開示請求者に関わる公文書」の自己情報開示請求について、別記に掲げる文書 1 から文書 17 までの行政文書を特定して、文書 1 から文書 11 までについては開示とし、文書 12 から文書 17 までについては一部開示とした。

3 審査請求

平成 30 年 8 月 27 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 2 月 28 日

5 審議会の結論

愛知県知事が、別記に掲げる文書 1 から文書 17 までの行政文書を特定して、文書 1 から文書 11 までについては開示とし、文書 12 から文書 17 までについては一部開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、平成 24 年 12 月 1 日から平成 30 年 4 月 13 日までの審査請求人に関わる行政文書で健康福祉総務課(当時)が管理するものと認められる。

実施機関は、本件請求対象保有個人情報として、別記の文書 1 から文書 17 までを特定した。これに対し、審査請求人は、本件請求対象保有個人情報は、他にも文書

があるはずであり、保有個人情報の特定が正しくなされていない旨主張しているものと解されることから、当審議会においては、実施機関が行った本件請求対象保有個人情報の特定が妥当であったか否かを検討することとする。

(3) 本件請求対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、平成 27 年度に B 職員が作成した、電話応対に関する審査請求人からの苦情の記録についての行政文書が、開示決定又は一部開示決定されていないと主張している。審査請求人は、その根拠として、審査請求人が平成 29 年 10 月 23 日に A 職員と電話で話した際、A 職員が当該文書について、「公文書でない個人の担当メモとして残っている」と発言していたことを挙げている。

当審議会において実施機関から「個人の担当メモ」の存否について説明を聴取したところ、健康福祉総務課においては審査請求人に関する文書は、電話応対に関する苦情を含めて審査請求人の苦情対応の記録類についての紙ファイルに全てファイリングされており、それ以外の「個人の担当メモ」は存在しないとのことであった。

また、当審議会において、A 職員が「公文書ではない個人の担当メモとして残っている」と発言したかどうかを実施機関に確認したところ、確かにそのような発言をしたことは認めるが、それは、当該紙ファイルにファイリングされている行政文書を「個人の担当メモ」と勘違いしたとのことであり、A 職員の当時の認識は誤りであったことが判明した。

実施機関によれば、当該紙ファイルにファイリングされていた文書のうち、開示請求の対象となった「平成 24 年 12 月 1 日から平成 30 年 4 月 13 日までの開示請求者に関わる文書」は全て特定した上、文書 1 から文書 11 までを開示決定し、文書 12 から文書 17 までを一部開示決定しているとのことである。

当審議会が文書 1 から文書 17 までを精査したところ、平成 27 年度に B 職員が作成した文書は文書 3、文書 4 及び文書 5 であり、これらの文書のうち文書 3 には電話を一方向的に切られたという審査請求人の苦情が記載され、文書 5 には電話を切られて話を聞いてもらえないという審査請求人の苦情が記載されていた。

したがって、A 職員が「個人の担当メモ」であると勘違いしていた電話応対に関する苦情についての文書は、文書 3 又は文書 5 であり、それ以外の「個人の担当メモ」は存在しないものと認められる。

以上のことから、本件開示請求に対して全ての保有個人情報を特定して決定したという実施機関の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見陳述において、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の特定に誤りがないことについては、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

- 文書 1 県民からの意見について（平成 27 年 12 月 2 日分）
- 文書 2 県民からの意見について（平成 27 年 12 月 7 日分）
- 文書 3 県民からの意見について（平成 28 年 1 月 18 日分）
- 文書 4 送付された書類の供覧（平成 28 年 2 月 1 日分）
- 文書 5 県民からの意見について（平成 28 年 2 月 12 日分）
- 文書 6 電話記録（平成 29 年 9 月 20 日分）
- 文書 7 電話記録（平成 29 年 10 月 23 日分）
- 文書 8 電話記録（平成 29 年 10 月 30 日分）
- 文書 9 電話記録（平成 29 年 11 月 6 日分）
- 文書 10 電話記録（平成 29 年 11 月 8 日分）
- 文書 11 来庁の記録（平成 29 年 11 月 20 日分）
- 文書 12 県民からの意見について（平成 28 年 1 月 6 日分）
- 文書 13 児童相談センター職員の県民への発言に対する対応について（平成 28 年 3 月 14 日分）
- 文書 14 電話記録（平成 28 年 3 月 23 日分）
- 文書 15 県民からの意見について（平成 28 年 4 月 18 日分）
- 文書 16 尾張福祉相談センター聴取記録（平成 29 年 10 月 27 日分）
- 文書 17 尾張福祉相談センター聴取記録（平成 29 年 10 月 30 日分）

